

第 6 8 3 号 平成23年 3 月10日 発行	天 理 市 公 報	発行 天 理 市 編集 総務部総務課
------------------------------	-----------	-----------------------

目次

規 則	番 号	頁 数	告 示	番 号	頁 数
・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	1	2	・公示送達について	64	13
			・放置自転車等の保管について	65	14
			・公示送達について	66	14
			・放置自転車等の保管について	67	14
告 示	番 号	頁 数	・放置自転車等の保管について	68	15
・放置自転車等の保管について	33	2	・放置自転車等の保管について	69	15
・放置自転車等の保管について	34	3	・放置自転車等の保管について	70	15
・放置自転車等の保管について	35	3	・放置自転車等の保管について	71	16
・放置自転車等の保管について	36	3	・住民票の職権消除について	72	16
・放置自転車等の保管について	37	4	・住民票の職権消除について	73	16
・住民票の職権消除について	38	4	・放置自転車等の保管について	74	17
・住民票の職権消除について	39	4			
・住民票の職権消除について	40	5	公 告	番 号	頁 数
・放置自転車等の保管について	41	5	・農用地利用集積計画について	8	17
・放置自転車等の保管について	42	5	・天理市農業振興地域整備計画の変更について	9	17
・放置自転車等の保管について	43	6			
・地縁による団体の認定について	44	6			
・天理市流域関連公共下水道の事業計画の変更の案の縦覧について	45	6	教育委員会	番 号	頁 数
・放置自転車等の保管について	46	7	・定例教育委員会の招集について	18	18
・放置自転車等の保管について	47	7	・天理市民運動場条例施行規則等の一部を改正する規則	19	18
・放置自転車等の保管について	48	8			
・放置自転車等の保管について	49	8	農業委員会	番 号	頁 数
・放置自転車等の保管について	50	8	・農業委員会の招集について	4	19
・放置自転車等の保管について	51	9			
・放置自転車等の保管について	52	9	選挙管理委員会	番 号	頁 数
・放置自転車等の保管について	53	9	・選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	4	19
・放置自転車等の保管について	54	10			
・放置自転車等の保管について	55	10	公営企業	番 号	頁 数
・放置自転車等の保管について	56	11	・天理市指定給水装置工事事業者の休止について	3	20
・平成23年第1回天理市議会定例会の招集について	57	11	・公共下水道の供用（処理）の開始について	4	20
・放置自転車等の保管について	58	11			
・放置自転車等の保管について	59	11			
・放置自転車等の保管について	60	12			
・放置自転車等の保管について	61	12			
・放置自転車等の保管について	62	13			
・自転車等駐車場における放置自転車登の保管について	63	13			

規 則

(平成23年2月10日揭示済)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年2月10日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第1号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(平成9年3月天理市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項を次のように改める。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 一般の派遣職員が、天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号。以下「給与条例」という。)第6条第3項の規定により標準号給数(同条第4項に規定する規則で定め基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給するものとし、給料等の支給に関する規則(昭和44年4月天理市規則第6号)第32条第1号に掲げる職員であるものとする。

(2) 一般の派遣職員に、給与条例附則第9項の規定及び同項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定の適用があるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

(平成23年2月7日揭示済)

天理市告示第33号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年2月7日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
(1) 返還期間
平成23年2月7日から平成23年4月7日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
(2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
(2) 移動・保管費用(1台につき)
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話0743-63-1001

(平成23年2月7日揭示済)

天理市告示第34号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年2月7日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町738番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年2月7日から平成23年4月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年2月8日揭示済）

天理市告示第35号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年2月8日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年2月8日から平成23年4月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年2月8日揭示済）

天理市告示第36号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年2月8日
- 3 移動対象区域
天理市川原城町728番地先放置禁止区域外
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成23年2月8日から平成23年4月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年2月8日揭示済）

天理市告示第37号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年2月8日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町713番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
- (1) 返還期間
平成23年2月8日から平成23年4月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年2月9日揭示済）

天理市告示第38号

住民票の職権消除について

天理市に住民票を有する下記の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、住民票を職権で消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年2月9日

天理市長 南 佳 策

記

職権消除した年月日 平成23年2月9日
職権消除した者の住所、氏名及び生年月日 略
この処分に不服があるときは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第31条の4の規定により、当該処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に審査請求することができます。
また、この場合においては、天理市長に異議申立てをすることもできます。

（平成23年2月9日揭示済）

天理市告示第39号

住民票の職権消除について

天理市に住民票を有する下記の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、住民票を職権で削除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年2月9日

天理市長 南 佳 策

記

職権消除した年月日 平成23年2月9日
職権消除した者の住所、氏名及び生年月日 略
この処分に不服があるときは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第31条の4の規定により、当該処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に審査請求することができます。
また、この場合においては、天理市長に異議申立てをすることもできます。

(平成23年2月9日揭示済)

天理市告示第40号

住民票の職権消除について

天理市に住民票を有する下記の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第42条第1項の規定により、住民票を職権で削除したので、同条第4項にの規定により告示する。

平成23年2月9日

天理市長 南 佳 策

記

職権消除した年月日 平成23年2月9日

職権消除した者の住所、氏名及び生年月日 略

この処分に不服があるときは、住民基本台帳（昭和42年法律第81号）法第31条の4の規定により、当該処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、奈良県知事に審査請求することができます。また、この場合においては、天理市長に異議申立てをすることもできます。

(平成23年2月9日揭示済)

天理市告示第41号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年2月9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年2月9日から平成23年4月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年2月9日揭示済)

天理市告示第42号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年2月9日
- 3 移動対象区域
天理市富堂町76番地11先放置禁止区域外
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年2月9日から平成23年4月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年2月10日揭示済)

天理市告示第43号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年2月10日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年2月10日から平成23年4月10日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年2月10日揭示済)

天理市告示第44号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を下記のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成23年2月10日

天理市長 南 佳 策

記

名 称	柳本町幸町自治会
規 約 に 定 め る 目 的	・ 会員相互の連絡、親睦に関すること ・ 区域内の清掃・美化など環境整備に関すること ・ 資産の維持管理、運営に関すること ・ 防火、防災、防犯及び交通安全に関すること ・ 文化、体育、レクリエーション等に関すること ・ その他目的達成に関すること
区 域	天理市柳本町968番3から968番19、976番2から976番8、1352番2から1352番35、1357番2までの区域とする。
主 た る 事 務 所	天理市柳本町976番地6
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	三宅 孝雄 天理市柳本町976番地6
裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)	なし
代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)	なし
規約に解散の事由を定めたときは、その事由	・ 地方自治法第260条の20の規定により解散する。 ・ 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
認 可 年 月 日	平成23年2月10日

(平成23年2月14日揭示済)

天理市告示第45号

天理市流域関連公共下水道の事業計画を変更するため、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第3

条の規定により、次のとおり公示し、当該事業計画の案を縦覧に供する。

平成23年2月14日

天理市長 南 佳 策

下水道の名称 天理市流域関連公共下水道

変更に係る予定処理区域 天理市

蔵之庄町・森本町・中之庄町・和爾町・南六条町・杉本町・稲葉町・庵治町・
遠田町・柳本町・檜垣町・田部町・杣之内町・御経野町

工事着手の年月日 昭和43年9月20日

変更に係る工事の完成予定年月日 平成30年3月31日

縦覧場所 天理市上下水道局下水道課

縦覧期間 平成23年2月14日～平成23年2月28日

意見書の提出要領 この事業計画案について、意見書を提出しようとする者は、本案について意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名を併記した文書1通を天理市長宛てとして平成23年2月28日までに上下水道局下水道課へ提出して下さい。

(平成23年2月14日揭示済)

天理市告示第46号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年2月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年2月14日から平成23年4月14日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年2月15日揭示済)

天理市告示第47号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年2月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年2月15日から平成23年4月15日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年2月16日揭示済)

天理市告示第48号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年2月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年2月16日から平成23年4月16日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年2月16日揭示済)

天理市告示第49号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年2月16日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町658番地1先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年2月16日から平成23年4月16日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年2月16日揭示済)

天理市告示第50号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年2月16日
- 3 移動対象区域
天理市田井庄町128番地先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年2月16日から平成23年4月16日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年2月17日揭示済)

天理市告示第51号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月17日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年2月17日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年2月17日から平成23年4月17日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年2月17日揭示済)

天理市告示第52号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月17日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成23年2月17日

3 移動対象区域

天理市吉田町3番地4先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年2月17日から平成23年4月17日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年2月17日揭示済)

天理市告示第53号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年2月17日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町7 1 3番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年2月17日から平成23年4月17日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年2月18日揭示済)

天理市告示第54号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年2月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年2月18日から平成23年4月18日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年2月21日揭示済)

天理市告示第55号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年2月21日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年2月21日から平成23年4月21日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成23年 2月22日揭示済)

天理市告示第56号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 2月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 2月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 2月22日から平成23年 4月22日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年 2月23日揭示済)

天理市告示第57号

平成23年第1回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成23年 2月23日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 期 日 平成23年 3月2日
- 2 場 所 天理市役所議事場

(平成23年 2月23日揭示済)

天理市告示第58号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 2月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 2月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 2月23日から平成23年 4月23日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年 2月24日揭示済)

天理市告示第59号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年2月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年2月24日から平成23年4月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年2月24日揭示済）

天理市告示第60号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年2月24日
 - 3 移動対象区域
天理市丹波市町472番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年2月24日から平成23年4月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年2月25日揭示済）

天理市告示第61号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年2月25日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年2月25日から平成23年4月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年2月28日揭示済)

天理市告示第62号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年2月28日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年2月28日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年2月28日から平成23年4月28日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年2月28日揭示済)

天理市告示第63号

天理市自転車等駐車場条例(平成13年9月天理市条例第31号)第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年2月28日

天理市長 南 佳 策

1 撤去理由

自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

2 撤去日

平成23年2月28日

3 返還期間及び返還時間

(1) 平成23年2月28日から平成23年8月27日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後5時まで

4 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)

(2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

天理市開発公社 電話 0743-63-7210

天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成23年2月28日揭示済)

天理市告示第64号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成23年2月28日

天理市長 南 佳 策

記

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成23年3月1日揭示済)

天理市告示第65号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年3月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年3月1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年3月1日から平成23年4月29日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年3月1日揭示済)

天理市告示第66号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

平成23年3月1日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成23年3月2日揭示済)

天理市告示第67号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年3月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年3月2日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年3月2日から平成23年4月30日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成23年 3月 2日 掲 示 済)

天理市告示第68号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 3月 2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 3月 2日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町671番地1先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 3月 2日から平成23年 4月30日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年 3月 2日 掲 示 済)

天理市告示第69号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 3月 2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 3月 2日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町713番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 3月 2日から平成23年 4月30日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年 3月 3日 掲 示 済)

天理市告示第70号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 3月 3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成23年3月3日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年3月3日から平成23年5月1日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年3月3日揭示済)

天理市告示第71号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年3月3日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成23年3月3日

3 移動対象区域

天理市勾田町440番地6先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年3月3日から平成23年5月1日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年3月4日揭示済)

天理市告示第72号

住民票の職権消除について

天理市に住民票を有する下記の者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたため、同令第12条第1項の規定により、住民票を職権で削除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年3月4日

天理市長 南 佳 策

記

職権消除した年月日 平成23年3月4日

職権消除した者の住所、氏名及び生年月日 略

この処分に不服があるときは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第31条の4の規定により、当該処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、奈良県知事に審査請求することができます。また、この場合においては、天理市長に異議申立てをすることもできます。

(平成23年3月4日揭示済)

天理市告示第73号

住民票の職権消除について

天理市に住民票を有する下記の者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたため、同令第12条第1項の規定により、住民票を職権で削除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年3月4日

天理市長 南 佳 策

記

職権消除した年月日 平成23年3月4日

職権消除した者の住所、氏名及び生年月日 略

この処分に不服があるときは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第31条の4の規定により、当該処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、奈良県知事に審査請求することができます。また、この場合においては、天理市長に異議申立てをすることもできます。

（平成23年3月4日揭示済）

天理市告示第74号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年3月4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年3月4日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年3月4日から平成23年5月2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

公 告

（平成23年2月22日揭示済）

天理市公告第8号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成23年2月22日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

（平成23年3月3日揭示済）

天理市公告第9号

天理農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

天理市の住民は、平成23年4月4日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、平成23年4月4日の翌日から起算して15日以内に天理市にこれを申し出ることができる。

平成23年3月3日

天理市長 南 佳 策

- 1 農用地利用計画の案の縦覧期間
自 平成23年3月3日（公告年月日）
至 平成23年4月4日（公告年月日の翌日から起算して32日目）
- 2 農用地利用計画の案の縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

教育委員会

（平成23年2月15日揭示済）

天教告示第18号

平成23年2月23日午後1時00分から3月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成23年2月15日

天理市教育委員会
委員長 落 合 啓 男

(平成23年2月23日揭示済)

天理市民運動場条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年2月23日

天理市教育委員会
委員長 落 合 啓 男

天理市教育委員会規則第2号

天理市民運動場条例施行規則等の一部を改正する規則

(天理市民運動場条例施行規則の一部改正)

第1条 天理市民運動場条例施行規則(平成10年3月天理市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(使用日及び使用時間)

第2条 天理市民運動場(以下「運動場」という。)の使用日は、次に掲げる日以外の日とする。ただし、天理市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 水曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(その日が水曜日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い同法に規定する祝日でない日)

(3) 12月25日から翌年1月5日までの間

2 運動場の使用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 天理市白川ダム運動場及び天理市福住運動場 午前9時から午後5時まで

(2) 天理市二階堂運動場

ア 火曜日 午前9時から正午まで

イ 火曜日以外 午前9時から午後5時まで

第3条第1項中「運動場を使用しよう」を「条例第4条の規定による許可を受けよう」に改める。

第6条第1項中「より還付する使用料の額は、次に定めるところによる」を「よる還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする」に改め、同項第3号中「使用変更」を「使用の取消し」に改め、同条第2項中「前項に定める」を削り、「還付理由発生後5日以内に」を「速やかに」に改める。

別表を削る。

(天理市健民運動場条例施行規則の一部改正)

第2条 天理市健民運動場条例施行規則(平成5年3月天理市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削る。

第4条中「使用日の30日前から7日前までに委員会に提出し」を「委員会に提出し、その許可を受け」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の申請書は、使用しようとする日の30日前から7日前までの間に提出するものとする。ただし、委員会が特別の理由があるときは、この限りでない。

第5条第2項中「運動場の使用者」を「運動場の使用許可を受けた者」に改める。

第6条第1項中「より還付する使用料の額は、次の」を「よる還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項第2号中「使用許可を受けた者が、やむを得ない理由により、使用日の7日前までに使用の取消しを申し出た」を「使用者が使用前5日までに使用の取消しの申出をした」に改め、同項第3号中「使用許可を受けた者が、やむを得ない理由により、使用日の6日前から2日前までの間に使用の取消しを申し出た」を「使用者が使用前2日までに使用の取消しの申出をした」に改め、同条第2項中「前項各号のいずれかに該当し」を削る。

(天理市立体育館条例施行規則の一部改正)

第3条 天理市立体育館条例施行規則(昭和55年5月天理市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「提出し」を「提出し、その許可を受け」に改め、同条第2項中「使用日の1月前から提出することができる」を「使用しようとする日の30日前から7日前までの間に提出するものとする」に、「特別な」を「特別の」に改める。

第6条第1項中「使用料の還付は、次の」を「還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項第3号中「使用許可を受けた者が、やむを得ない理由により、使用日の6

日前から2日前までの間に使用の取消しを申し出た」を「使用者が使用前2日までに使用の取消しの申出をした」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「使用許可を受けた者が、やむを得ない理由により、使用日の7日前までに使用の取消しを申し出た」を「使用者が使用前5日までに使用の取消しの申出をした」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 使用者が第4条第2項の規定による取消しの申請をし、その承認があったとき 既納使用料の全額

第6条第2項中「前項各号のいずれかに該当し」を削る。

(天理市グラウンド・ゴルフ場条例施行規則の一部改正)

第4条 天理市グラウンド・ゴルフ場条例施行規則(平成19年7月天理市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「提出し」を「提出し、その許可を受け」に改める。

第6条第1項中「より還付する使用料の額は、次に定めるところによる」を「よる還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする」に改め、同項第2号中「使用者が、第4条第2項の規定による取消届を提出し」を「使用者が第4条第2項の規定による取消しの申請をし」に改め、同項第3号中「使用変更」を「使用の取消し」に改め、同条第2項中「前項に定める」を削り、「還付理由発生後5日以内に」を「速やかに」に改める。

(天理市有料公園施設の管理等に関する規則の一部改正)

第5条 天理市有料公園施設の管理等に関する規則(平成5年3月天理市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条中「使用日の30日前から7日前までに、委員会に提出し」を「委員会に提出し、その許可を受け」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の申請書は、使用しようとする日の30日前から7日前までの間に提出するものとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第8条第1項中「使用料の還付は、次の」を「還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項第1号中「使用できなくなったときは、既納使用料の全額」を「使用できなくなったとき 既納使用料の全額」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 使用者が使用前5日までに使用の取消しの申出をしたとき 既納使用料の全額

(3) 使用者が使用前2日までに使用の取消しの申出をしたとき 既納使用料の半額

第8条第2項中「前項各号のいずれかに該当し」を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

農業委員会

(平成23年2月28日掲示済)

天農委告示第4号

平成23年3月7日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成23年2月28日

天理市農業委員会
会長 森 田 周 作

記

議案第1号 農地法(昭和27年法律第229号)に関する許可申請について

議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について

議案第3号 農地法第5条に関する許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)による農用地利用集積計画について

議案第5号 平成22年度 天理市農業委員会の活動計画等の点検・評価(案)について

議案第6号 平成23年度天理市農業委員会の活動計画等(案)の策定について

議案第7号 その他

農地法第3条に係る買受適格証明について

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

市街化区域の専決処分について(報告)

選挙管理委員会

(平成23年3月2日掲示済)

天選告示第4号

平成23年3月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1

項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年 3月2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

50分の1の数 1,070人
6分の1の数 8,911人
3分の1の数 17,822人

公営企業

（平成23年 2月10日揭示済）

天理市上下水道局告示第3号

天理市指定給水装置工事事業者の休止について

平成23年 2月10日付をもって下記の天理市指定給水装置工事事業者は休止したので告示する。

平成23年 2月10日

天理市上下水道事業管理者
中谷博

休止天理市指定給水装置工事事業者

商号（株）広和

代表者 藤井 幹久

住所 奈良市法華寺町630-15

（平成23年 3月1日揭示済）

天理市上下水道局告示第4号

公共下水道の供用（処理）を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

その関係図書は、平成23年 3月1日より3月15日までの期間、天理市上下水道局下水道課に備えておいて縦覧に供する。

平成23年 3月1日

天理市上下水道事業管理者
中谷博

記

1 供用（下水の処理）を開始する年月日 平成23年 3月16日

2 供用（下水の処理）を開始する区域 《天理市》

萱生町・佐保庄町・森本町・檜町・中山町・田部町・喜殿町・
指柳町・小路町・中之庄町・櫛本町・豊田町・稲葉町・東井戸
堂町・富堂町・西井戸堂町・二階堂上ノ庄町・園原町・岩室町・
中町・南六条町・杉本町・庵治町・柳本町・遠田町・和爾町

3 供用を開始する排水施設及び公共樹の位置

分 区	管記号	起 点	終 点
櫛本北第1処理分区	A	檜町196-1番地先	森本町472-1番地先
櫛本北第3-1処理分区	A	中之庄町367-1番地先	中之庄町383-1番地先
	B	中之庄町522-1番地先	中之庄町376-1番地先
	C	中之庄町256-2番地先	中之庄町383-1番地先
櫛本北第4処理分区	A	櫛本町3491番地先	櫛本町3464番地先
	A	櫛本町2159番	櫛本町2164番
	B	櫛本町2168番	櫛本町2168番
	A	櫛本町2783番地105	櫛本町2783番地78
櫛本北第5処理分区	B	櫛本町2783番地101	櫛本町2783番地101
	A	前栽町28-2番地先	前栽町28-1番地先
櫛本北第9処理分区	A	喜殿町13-1番地先	指柳町195番地先
	B	喜殿町13-1番地先	喜殿町5-1番地先
	C	指柳町216-1番地	指柳町216-4番地
櫛本北第10-2処理分区	A	中町214番1	中町214番1
	A	中町297番2	中町297番2

分 区	管記号	起 点	終 点
櫛本北第11処理分区	A	小路町80番地先	小路町6 - 1番地先
	B	小路町276 - 2番地先	小路町83 - 5番地先
	C	小路町276 - 2番地先	小路町270番地先
	D	小路町84 - 1番地先	小路町143 - 4番地先
	E	小路町281 - 2番地先	小路町144 - 1番地先
	F	小路町282番地先	小路町259 - 4番地先
	G	小路町266番地先	小路町267 - 1番地先
	H	小路町290 - 3番地先	小路町286 - 1番地先
	I	小路町287 - 1番地先	小路町283 - 1番地先
	J	小路町265番地先	小路町264番地先
	K	小路町290 - 1番地先	小路町291 - 1番地先
	L	小路町296番地先	小路町295 - 2番地先
	M	小路町6 - 2番地先	小路町263 - 1番地先
櫛本北第12 - 1 処理分区	A	二階堂上ノ庄町80番地1	二階堂上ノ庄町80番地1
	A	二階堂上ノ庄町58番地	二階堂上ノ庄町56番地2
	A	二階堂上ノ庄町242番1の一部	二階堂上ノ庄町242番1
櫛本北第13処理分区	A	二階堂上ノ庄町116番地1	二階堂上ノ庄町116番地1
	B	二階堂上ノ庄町116番地3	二階堂上ノ庄町116番地3
天理北第1 処理分区	A	田部町431 - 1番地先	田部町381 - 3番地先
	B	田部町432 - 2番地先	田部町435 - 4番地先
天理北第1 処理分区	A	豊田町1116 - 7番地先	豊田町793 - 2番地先
	B	豊田町778 - 1番地先	豊田町723番地先
天理北第4 処理分区	A	富堂町232番地1	富堂町232番地1
	A	富堂町233番15	富堂町233番12
天理北第5 処理分区	A	富堂町90番地1	富堂町91番地
	A	岩室町55番1	岩室町55番1
	A	指柳町297番地1	指柳町297番地1
天理北第6 処理分区	A	稲葉町1 - 1番地先	稲葉町15 - 1番地先
	B	稲葉町5 - 4番地先	稲葉町5 - 3番地先
天理北第9 処理分区	A	東井戸堂町24番2	東井戸堂町19番
	A	西井戸堂町399番3	西井戸堂町399番3
	A	東井戸堂町450番4	東井戸堂町449番1
大和川第5 処理分区	A	成願寺町6 - 1番地先	中山町442番地先
	B	中山町426 - 7番地先	中山町423 - 2番地先
	C	中山町431番地先	中山町210 - 2番地先
	D	中山町426 - 5番地先	中山町436番地先
	E	中山町433 - 5番地先	中山町433 - 10番地先
大和川第8 処理分区	A	萱生町1324 - 2	佐保庄町410 - 1
	A	園原町48番地1	園原町48番地1

汚水樹設置

分 区	場 所
櫛本北第1 処理分区	和爾町1186, 1187
櫛本北第2 処理分区	檜町464 - 4
櫛本北第3 - 1 処理分区	蔵之庄町453 - 5
櫛本北第4 処理分区	櫛本町2497 - 1
	櫛本町2766 - 24
	櫛本町3059 - 1
櫛本北第9 処理分区	南六条町56 - 2
櫛本北第10 - 2 処理分区	中町209 - 1

分 区	場 所
櫛本北第11処理分区	中町97 - 4
	中町362 - 4
	中町362 - 5 , 11 , 15
	中町362 - 6 , 10 , 14
	中町362 - 7 , 9 , 13
	中町362 - 8
	平等坊町26 - 35
天理北第1処理分区	石上町490
	石上町665 - 1
	石上町669 - 1
	石上町744 - 1
	別所町16
	指柳町274 - 1 , 274 - 3の一部
天理北第2処理分区	杣之内町1050
	杣之内町1305 - 7
	三島町563 - 1
天理北第5処理分区	杉本町185 - 1
	杉本町375
	指柳町248 - 4
	前栽町224 - 1の一部
	岩室町207 - 4 , 212 - 2 , 208 - 4
天理北第9処理分区	九条町150
	東井戸堂町347 - 1
大和川第5処理分区	柳本町97 - 1
	柳本町584 - 1
	柳本町1304 - 16
	柳本町2847
	柳本町2929 , 2931合筆
	岸田町585
大和川第8処理分区	永原町637 - 1
	永原町640 - 1
	西長柄町66 - 1
	西長柄町632 - 1
	西長柄町632 - 7
	西長柄町636 - 1
	竹ノ内町172の一部
	佐保庄町539 - 1
	兵庫町307
大和川第15処理分区	庵治町470 - 5
	庵治町740 - 1

- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 「分流式」
- 5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置
「大和郡山市額田部南町地内」
- 6 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の名称
「奈良県浄化センター」